

「神戸市ホームレス自立支援実施方針」

（令和2年度策定）の施策に関する

評価書

神戸市

令和8年3月

目次

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 第1 | はじめに | 1 |
| 第2 | 神戸市ホームレス施策の課題に対する取組方針についての評価 | 2 |
| 1 | 総合的な相談・支援体制の確保 | 2 |
| (1) | 支援体制の確保 | 2 |
| (2) | 実態把握 | 4 |
| (3) | 生活保護の適用 | 5 |
| 2 | 自立に向けた支援 | 6 |
| (1) | 住居確保 | 6 |
| (2) | 医療提供 | 6 |
| (3) | 就労支援 | 7 |
| 3 | 住居を失うおそれのある方に対する支援 | 9 |
| (1) | 離職者等に対する支援 | 9 |
| (2) | 矯正施設退所者に対する支援 | 9 |
| 4 | ホームレスに対する理解の推進 | 10 |
| (1) | 人権擁護 | 10 |
| (2) | キャリア教育 | 11 |
| 第3 | 計画の評価と課題 | 16 |
| (1) | 取り組み状況について | 16 |
| (2) | ホームレスの現状と課題について | 17 |
| (3) | 今後について | 17 |

第1 はじめに

変動する社会経済情勢及び不安定な雇用を背景として、本市においても、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が存在しています。ホームレスの多くは、公園、河川、道路等を起居の場所として日常生活を送っており、食事の確保や健康面で問題を抱えるほか、一部では地域社会とのあつれきが生じるなど早急な解決が求められています。また、近年では、ホームレスの高齢化や長期化が一層進むとともに、終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境で生活を営む層が存在すると考えられています。

こうした中、平成14年8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が平成29年6月に一部改正により10年間延長となり、引き続き全国的にホームレスの自立等に関する施策の総合的な推進が図られることになりました。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等が明示され、国と地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を求めています。

また、平成28年に実施されたホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、平成30年7月に新たに「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

このほか、平成27年4月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行されました。ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、従来どおり法に基づき実施し、自立相談支援事業や居住支援事業等の福祉的な支援については、困窮者支援法に基づき実施しています。

本市におきましても、令和2年4月に「神戸市ホームレス自立支援実施方針」を策定しホームレス施策の推進を図ってまいりましたが、当計画の見直しにあたっては、「方針の期間満了前に、当市のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、方針に定めた施策の評価を行います。評価結果は、公表するとともに、次の方針を策定する際の参考とします。」（第1-4）としています。

なお、現実施方針は当初の適用期間を5年間としておりましたが、現方針の評価および次期方針の策定を進めるにあたり、近年の情勢の変化やホームレス施策の変遷をふまえ、より検討を重ねる必要があることから、1年延長し適用することとしました。

この評価書は、現実施方針が令和7年度末に期間満了するにあたって、実施方針の第6「取組方針」について評価を行うものであり、令和8年度以降の実実施方針策定の参考とします。

評価は、有識者及び民間団体より意見聴取の上、神戸市ホームレス対策連絡会議において行いました。

第2 神戸市ホームレス施策の課題に対する取組方針についての評価

1 総合的な相談・支援体制の確保

(1) 支援体制の確保

【取組方針】

- ① ホームレス施策の推進を市全体の課題として捉え、定期的に庁内連絡会議を開催し、課題の共有を行う等、庁内連携を図ります。
- ② 「兵庫県ホームレス自立支援対策協議会」に所管部署の代表者が出席し、兵庫県、県内自治体及び民間団体等との情報共有及び関係構築に努めます。
- ③ 「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」に所管部署の代表者が出席し、ホームレス数が多い自治体との情報共有を行うとともに、厚生労働省に対する要望行動の実施により、ホームレスの実態の報告及びホームレスに関する施策の推進を要望します。
- ④ 困窮者支援法に関する業務を担う「暮らし支援窓口」(各区生活支援課に設置)を中心に、高齢・障害等各部局における相談窓口においても、ホームレス当事者及び通報者及び施設等からの相談に丁寧かつ適切に対応する。その際には、一時生活支援事業の活用も検討します。
- ⑤ 兵庫県女性家庭センター、保護施設等社会福祉施設及び特定非営利活動法人等の民間団体との連携を図り、相談・支援体制を継続していきます。
- ⑥ 女性ホームレス、性的少数者については、相談者の特性に応じた既存の施設、男性ホームレスと同じく一時生活支援事業の利用などを進めます。
- ⑦ ホームレスが公共施設等において起居することにより市民の適正な施設利用が妨げられている場合、各施設等の管理者が通報窓口となり、適切な対応に努めます。また、ホームレスの支援に関する相談は市保護課が窓口となり、ホームレス巡回相談員に情報提供を行い、支援に繋げていきます。

【評価】

①ホームレス対策の推進を図るため、以下の会議等を開催、出席し、情報共有に努めている。ホームレスに対する全庁的な協力体制の確保を目的として、定期的に神戸市ホームレス対策連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例についての報告等を行っている。

(表1) 神戸市ホームレス対策連絡会議の開催状況 (令和2年～5年は書面開催)

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 開催回数 (回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

②兵庫県ホームレス自立支援対策協議会に福祉局くらし支援課職員が出席し、県庁、県内他自治体及び関係団体等との情報共有に努めている。

(表 2) 兵庫県ホームレス自立支援対策協議会への出席状況 (令和 3～5 年は書面開催)

| | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 出席回数 (回) | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |

③全国自治体ホームレス対策連絡協議会へ出席に福祉局くらし支援課職員が出席し、ホームレスの数が多し他政令市等との情報共有に努めている。

(表 3) 全国自治体ホームレス対策連絡協議会への出席状況

(令和 2 年・3 年・6 年は書面開催、令和 4・5 年はオンライン開催)

| | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 出席回数 (回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

令和 6 年度は幹事市として、全国自治体ホームレス対策連絡協議会による要望行動を実施し、厚生労働省職業安定局就労支援室、社会・援護局地域福祉課及び保護課に対してホームレス対策の状況を伝えるとともに、ホームレスに関する施策の推進を要望している。

(表 4) 全国自治体ホームレス対策連絡協議会による要望行動への出席状況

| | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 出席回数 (回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

④⑤⑥福祉局くらし支援課では、各区生活支援課に設置している「くらし支援窓口」を中心に生活困窮に関する相談に対応している。また、ホームレスを支援する NPO 法人に生活困窮者居住支援事業（旧生活困窮者一時生活支援事業）を委託しており、ホームレスに関連する支援体制を確保している。

(表 5) くらし支援窓口への相談件数

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新規相談件数 (件) | 17,232 | 9,952 | 3,390 | 2,861 | 3,063 |

※令和 2～3 年度は新型コロナウイルスの影響により住居確保給付金の申請件数が増加した。

(表6) 福祉事務所への生活保護相談件数

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 相談件数 (件) | 8,247 | 8,214 | 8,799 | 8,318 | 8,409 | 10,857 | 11,870 |

(表7) 一時生活支援事業支援実績

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 利用者数(人) | 139 | 137 | 212 | 170 | 146 | 88 | 97 |
| 総利用泊数 (泊) | 2,830 | 2,779 | 2,750 | 2,382 | 1,943 | 1,296 | 1,571 |

⑦建設局公園部管理課及び各建設事務所、港湾局神戸港管理事務所では、公園及び道路、港湾施設の安全確保のために随時巡回を行っている。また、行財政局庁舎課は、守衛及び警備員が市役所庁舎周辺を定期的に巡回している。施設の適正な利用を確保するための必要な措置を講じるとともに、ホームレスの起居が確認されれば、更生センター及びホームレス巡回相談員と連携し、自立支援を行っている。

(2) 実態把握

【取組方針】

- ① ホームレス調査を継続的に実施し、全市のホームレスの実態把握に努めます。
- ② 更生援護相談所及びホームレス巡回相談員による巡回相談を継続的に実施し、把握済みのホームレスに対する働きかけ及び新たなホームレスの把握に努めます。
- ③ 建設局公園部管理課と港湾局神戸港管理事務所に配置されたホームレス対応を主な業務とする職員は、各所管区域内の巡回に努め、ホームレスを把握した場合には更生援護相談所やホームレス巡回相談員に速やかに連絡を行います。

【評価】

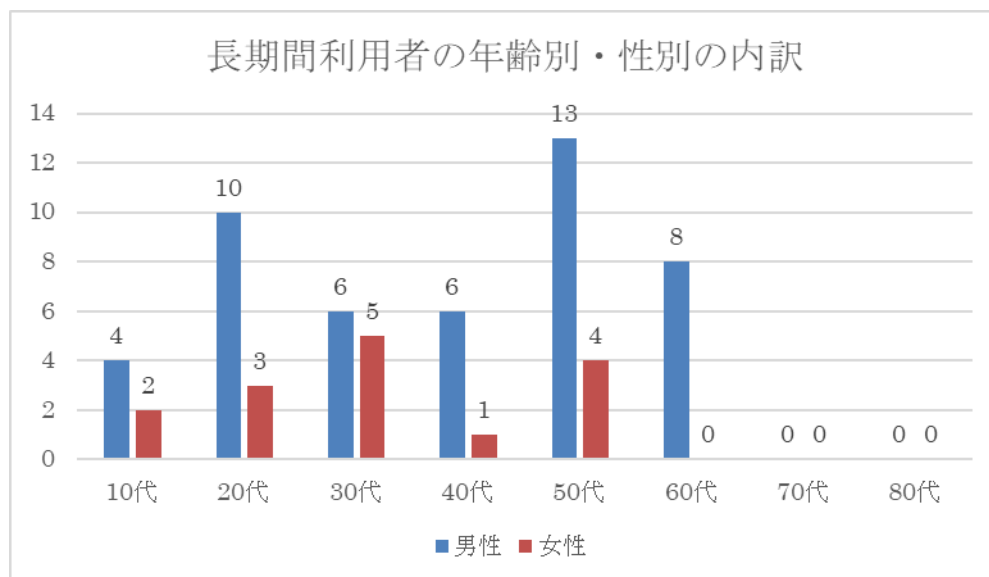
①神戸市では、平成9年度より毎年8月頃にホームレス一斉調査（目視調査）を実施し、市内のホームレス数の把握に努めた。平成18年度からは毎年1月に厚生労働省が主導する全国調査も行っており、対象者の減少を鑑み、令和元年度からは全国調査のみに統一している。

(表 8) 全国調査の実施結果

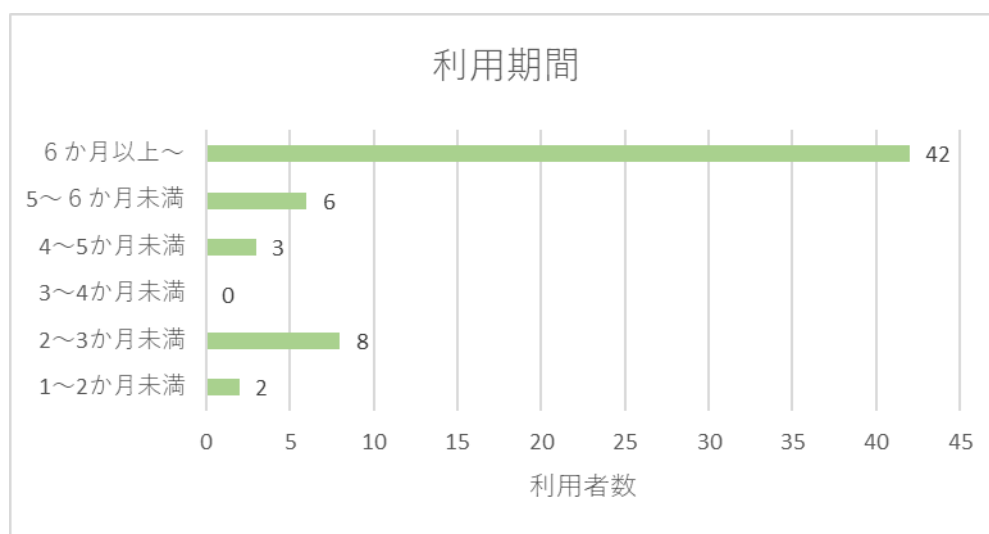
| | 平成 31 年 1 月 | 令和 2 年 1 月 | 令和 3 年 1 月 | 令和 4 年 1 月 | 令和 5 年 1 月 | 令和 6 年 1 月 | 令和 7 年 1 月 |
|-------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全国調査 (人) | 46 | 41 | 45 | 36 | 21 | 24 | 23 |

また、福祉局くらし支援課では、不安定な居住環境にある方の実態調査として、令和 6 年 11 月に市内のマンガ喫茶・インターネットカフェ等を長期間（1 か月以上）利用している人数について調査を実施した。結果、18 店舗中協力いただいた 16 店舗より回答があり、結果、1 か月以上継続して利用している方が 62 人いることが確認された。

(図 1)



(図 2)



②更生センター職員及びホームレス巡回相談員が定期的に巡回相談を行い、日常的に生活実態や個々のニーズの把握に努めている。また、毎年12月には年末年始対策として、ホームレスが多くいる場所を重点的に巡回し、年末年始の更生援護相談所における支援サービスについて案内している。

(表9) 更生センターによる巡回

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 巡回日数(日) | 67 | 57 | 60 | 44 | 44 | 44 | 41 |
| 面談件数(件) | 112 | 128 | 122 | 100 | 119 | 82 | 86 |
| 面談後更生センター 来所人数(人) | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

(表10) ホームレス巡回相談員による巡回

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 面談件数 (件) | 1255 | 1506 | 1612 | 1611 | 1559 | 1910 | 1644 |

(表11) ホームレス巡回相談により関係機関へつながった件数

| | 更生セン ター入所 | 援護相談 所利用 | その他 施設入所 | 入院 | 居宅 保護 | 福祉 事務所 | 保健所 | その他 | 計 |
|-----------|--------------|-------------|-------------|----|----------|-----------|-----|-----|----|
| 令和 2年度 | 0 | 10 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 13 |
| 令和 3年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 令和 4年度 | 0 | 4 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 11 |
| 令和 5年度 | 0 | 1 | 0 | 3 | 6 | 4 | 0 | 2 | 16 |
| 令和 6年度 | 0 | 1 | 0 | 4 | 3 | 6 | 0 | 1 | 15 |

ホームレス巡回相談では、令和7年度より巡回中に把握したホームレスの可能性があると確認された対象者について、継続した支援を目的として個人支援記録を作成し管理している。氏名不明のまま1か月以上現認できていない期間がある場合を除き支援対象としている。

なお、この度個別支援記録より現状を分析するにあたっては、すでに公的支援につながった方、行方が分からなくなった方も含め、今年度に入って支援した42名(令和7年11月1日時

点)を分析した。

分析項目および内訳は、以下の表の通り(対象者への聞き取りができず、判断ができない場合は「不明」とする)。

(表 12)

| 主な確認場所 | | | | | |
|--------|----|----|----|-------|---------|
| 都市公園 | 河川 | 道路 | 駅舎 | その他施設 | 不明(移動層) |
| 6人 | 1人 | 3人 | 2人 | 15人 | 15人 |

対象者42名のうち、主な確認場所は「その他施設」が最も多い結果となった。なお、その他施設には、地下道・商業施設・公共交通機関の乗り場等が該当する。

また、流動的に起居を変えており、確認場所が定まっていない対象者が「不明(移動層)」に該当する。

(表 13)

| 年齢 | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 不明 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 2人 | 8人 | 11人 | 8人 | 0人 | 13人 |

年齢は60代が最も多く、次いで50代・70代が多い結果となった。

(表 14)

| 路上生活期間の年数 | | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|------|------|------|-----|
| 1年未満 | 1年以上 3年未満 | 3年以上 5年未満 | ~10年 | ~15年 | ~20年 | 不明 |
| 9人 | 3人 | 2人 | 3人 | 2人 | 5人 | 18人 |

当人からの申し出を基本とし、聞き取りが難しい場合には初めて相談員が支援を開始してから現時点までの年数を求めたところ、5年以上が多い結果となった。

なお、個人支援記録の作成以前から支援しているものの、支援開始より経過した年数が未確定である対象者は「不明」と分類した。今後さらなる整理が必要である。

○巡回相談の対応事例

・巡回相談で把握した方々には、路上生活期間の年数が長期に渡る方も多いものの、相談員の定期的な声掛けによる関係性の構築により、令和7年度(令和8年1月時点)には6人が更生センターへの入所や居宅生活に繋がった。

<具体的な対応事例>

家賃滞納によりホームレスとして生活しており、令和3年12月よりホームレス巡回相談員が定期的に巡回して関わりを持っていた当時50代の男性。健康状態の確認と支援の声掛けを継続していたところ、令和7年9月の巡回時に本人の体調不良を確認したため救急要請を行った。栄養失調のため入院となり、退院後は生活保護を受給しながら居宅生活を送っている。

③建設局公園部管理課と港湾局神戸港管理事務所は、ホームレス対応を主な業務とする職員を配置し、所管区域内の巡回時にホームレスの起居を確認した場合は、更生センターやホームレス巡回相談員に連絡し、目視や聞き取り等の方法により日常的な生活実態や個々のニーズの把握に努めている。

(3) 生活保護の適用

【取組方針】

- ① 居住する場所がないことや稼働能力があることをもって、生活保護の要件に欠けるといふことはありません。活用できるものを活用してもなお、最低限度の生活を維持できない場合には、必要な保護を実施します。
- ② 路上生活から居宅、病院及び施設等での生活に移行する際には、生活保護の適用とあわせてホームレスの抱える問題や取り巻く状況に留意し、個々の状況に応じて適切な支援を行います。
- ③ 入居後は、安定した生活の維持に向けて、家賃代理納付の活用を推進します。
- ④ ケースワーカー等による定期的な訪問により安定した生活の継続及び自立に向けた支援を行います。
- ⑤ 自立した日常生活の実現に向けて、ハローワークの活用や就労支援員による就労指導を行います。

【評価】

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度より福祉事務所に生活困窮者自立相談支援窓口（「くらし支援窓口」）を設置し、専任の相談員を複数配置している。相談員は生活保護の専任面接員とともにホームレス及び住居を失うおそれのある方からの相談に応じ、様々な制度に関する情報提供や関係機関との連携を図ることで、ホームレスの自立及び再路上生活化防止に取り組んでいる。

2 自立に向けた支援

(1) 住居確保

【取組方針】

- ① 居宅生活を送ることが可能であると認められる場合は、一時生活支援事業の活用などにより、住居確保を支援します。
- ② 心身の状態や生活歴等から居宅生活が困難で、施設での共同生活が可能と認められた場合は、生活保護法に定める保護施設や養護老人ホーム等への入所を支援します。
- ③ 市内に住民登録がある等により、市営住宅の申込資格を有するホームレスについては、定時募集や常時募集等の既存の制度を案内の上、入居を支援します。
- ④ 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報をホームレスに提供できるよう特定非営利活動法人等の民間団体と協力します。
- ⑤ 居宅生活移行後も、再路上化の防止や安定した生活の維持を目的とし、更生センターや各福祉事務所等の職員によるアフターフォローに努めます。

【評価】

福祉局くらし支援課では、ホームレスを支援する NPO 法人に生活困窮者居住支援事業（旧生活困窮者一時生活支援事業）を委託し、住居の確保を支援している。

※支援実績については p.4（表 7）の通り。

身体又は精神の状態から入院による療養が必要な方については、福祉事務所が必要に応じて生活保護を適用し、心身状態の回復を図った上で、居住支援、施設入所の支援等を行っている。

施設での共同生活が望ましいと認められるにも関わらず、施設での生活を望まない方については、更生センター職員及びホームレス巡回相談員が安否確認を行いつつ、粘り強く居宅生活や施設入所を勧奨し続けている。

なお支援および生活の場を提供する更生センターは、入所者の処遇・生活環境を改善するため設備等の改修工事を実施。令和 6 年 12 月に運営を再開し、より快適な生活空間の提供が行えるようになった。

- ⑤各事業等において、再路上生活化防止を目的として、住居確保後のアフターケアに努めている。更生センターでは、更生センターを退所し居宅生活を送っている方を訪問し、生活状況を確認の上で必要な支援を行っている。

(表 15) 更生センターの退所者訪問事業による訪問状況

| 対応状況等 年度 | 退所者数 | 訪問対象者数 | 実施結果 | | | | | | |
|-------------|------|--------|------|----|------|-------|----|-----|----|
| | | | 在室 | 不在 | 居所不明 | 後日連絡有 | | | |
| | | | | | | 電話 | 来所 | 再訪問 | |
| | | | | | | | | 在室 | 不在 |
| 平成30年度(人) | 27 | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 令和元年度(人) | 5 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年度(人) | 6 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年度(人) | 15 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年度(人) | 12 | 6 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 令和5年度(人) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※改修工事のため令和6年度は訪問対象者なし。

福祉事務所では、以下の取り組みを行っている。

- ・居住支援事業等により安定した住居を確保した方に対しては、必要に応じて、くらし支援窓口で継続した支援を行っている。
- ・生活保護を受給しながら居宅生活を送る方に対しては、担当のケースワーカーによる訪問調査活動等により生活状況の把握に努め、適宜必要な支援を行っている。

(2) 医療提供

【取組方針】

- ① 更生援護相談所及びホームレス巡回相談員による巡回等の中で、更生援護相談所嘱託医や無料低額診療施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業を行う施設。市内で11カ所。）について周知する。また、医療専門職等による巡回相談員への同行を必要に応じて実施し、医療が必要と認められるホームレスに対する健康相談を実施するとともに、医療機関における継続的な受診を勧奨する。
- ② 結核発病リスクが高い地域や施設において、結核健診を実施し、結核にり患している方の早期発見に努める。結核にり患している方が発見された場合は、DOTS（直視監視下短期化学療法）を実施し、包括的支援を行う。

【評価】

- ① 更生援護相談所及びホームレス巡回相談員の日々の巡回のなかで支援対象者の健康状態に留意した支援を継続し、更生援護相談所や無料低額診療施設での医師の診察を案内している。

②市内で結核発病リスクが高い地域や施設においてハイリスク者健診（結核健診）を実施している。健診実施の結果、患者の発見はなかった。

（３）就労支援

【取組方針】

- ① 更生センター入所者に対して、市保護課の就労支援員による就労支援を実施し、就業による自立を図ります。また、居宅を確保し、生活保護を受給している者についても、福祉事務所の就労支援員による就労支援を実施します。
- ② 市と労働局との一体的実施事業として、区役所（兵庫区及び西区を除く）に設置されたハローワークの職業相談、職業紹介の事業（名称「ワークサポート〇〇」（※〇〇は区名））と各福祉事務所が連携を図り、求職活動中の生活困窮者等が早期に就労できるよう支援します。
- ③ 直ちに就労することが難しい方に対して、困窮者支援法における就労準備支援事業や就労訓練事業等を活用し、就労への動機付けや基礎能力の形成等を図ります。

【評価】

①福祉局くらし支援課では、平成 12 年度より就労支援員を同課に配置し、更生センター等に派遣している。施設に入所中で就労支援が必要な方に対して、定期的かつ継続的に個別面談を実施し、個々の状況に適した求人情報の提供を行い、ハローワークと連携を図りながら早期かつ安定した自立に向けた支援を行っている。

（表 16）就労支援員による更生センター入所者の就労支援実績

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 支援対象者数 (人) | 66 | 44 | 46 | 34 | 25 | 12 | 0 |
| 就職者数(人) | 32 | 23 | 18 | 19 | 12 | 8 | 0 |
| 就労率(%) | 48.5 | 52.3 | 39.1 | 55.9 | 48.0 | 66.7 | 0 |

※改修工事のため令和 6 年度は入所者の受け入れ停止。令和 6 年 12 月 25 日より再開。

②③福祉事務所においては、以下の取り組みにより就労相談等の実施に努めている。

ハローワークとの一体的実施事業として、福祉事務所にハローワークの就労相談・職業紹介を行う施設（名称「ワークサポート〇〇」）を設置し、迅速かつ一体的に就労支援を行う体制を整えている。

また、福祉事務所に就労支援員を配置し、ケースワーカーとともにハローワーク等と連携を図りながら就労相談を実施している。

各福祉事務所に設置されたハローワークとの一体的実施施設（名称「ワークサポート〇〇」）において、求人情報の閲覧が可能であり、同施設内に配置された就労支援ナビゲーターへの職業相談も実施している。

また、更生センター等を利用している方に対しては、公共職業安定所の求人情報の提供及び福祉局くらし支援課に所属する就労支援員による就労支援を行っている。

3 住居を失うおそれのある方に対する支援

(1) 離職者等に対する支援

【取組方針】

- ① 離職や不安定な居住環境にある方について、「くらし支援窓口」における生活相談等を通じて、その把握に努めます。
- ② 就労が可能である離職者に対しては、ワークサポートの利用をすすめます。また、就労意欲の喚起や、生活習慣の確立が必要な者については、困窮者支援法による就労準備支援事業や就労訓練事業等の活用により、就労自立に向けた必要な支援を行います。
- ③ 生活相談・就労相談等のほか、住居確保支援、一時生活支援などの各制度の活用や生活保護制度の適用などの必要な支援を行います。

【評価】

2 (3) 就労支援の評価②③と同様の平成 27 年度より福祉事務所に設置された、くらし支援窓口相談支援員兼就労支援員を配置し、自立相談支援事業を利用する人への就労支援を行っている。

あわせて、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年度より就労準備支援事業を実施している。くらし支援窓口においても、直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、就労準備支援事業の活用を図っている。

(2) 矯正施設退所者に対する支援

【取組方針】

- ① 福祉サービスを必要とする刑事施設退所者について、検察庁、保護観察所、更生保護施設等の関係部局と連携を図りながら、社会復帰後の生活基盤の確立に努めます。
- ② 社会復帰後の生活に困窮する場合には、生活保護の適用など必要な措置を行うと共に、関係機関と連携し、安定した社会生活の継続を図ります。

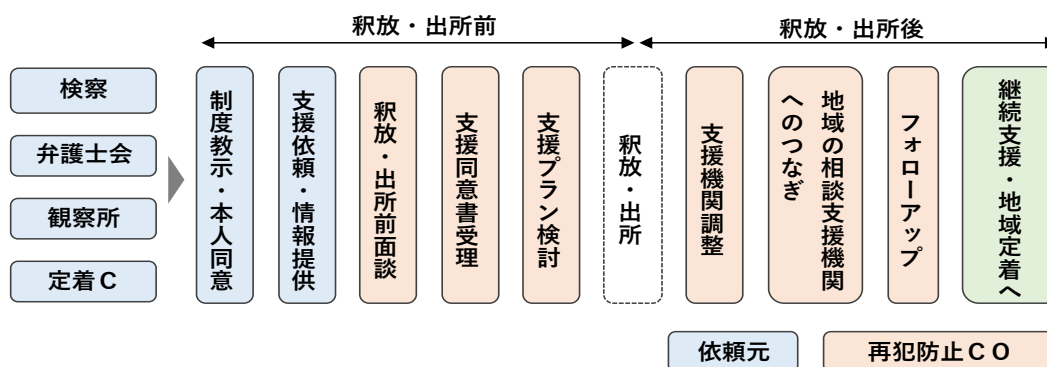
【評価】

福祉事務所では、社会復帰後の生活に困窮する矯正施設退所者等に対し、関係機関との連携を図りながら、生活保護の適用等の支援を行っている。

○再犯防止コーディネーターの配置

- ・令和5年6月より、神戸市福祉局相談支援課に配置した再犯防止コーディネーターを中心として、地域の相談支援機関への個別調整を行い、継続支援・地域定着につなげる取り組みを実施している。

<支援フロー>



- ・令和7年度より相談支援課に着任した更生支援専門員（刑務官0B職員）を中心として、矯正施設からの支援依頼にも対応している。

<矯正施設から依頼を受ける対象者>

- ・①神戸市への居住者、②特別調整・一般調整等に該当しない独自調整の対象者、③高齢・障害・生活困窮といった福祉的支援を要するもの
- ・その他、更生支援専門員を中心として、地域の相談支援機関の職員向けの研修等を実施し、支援受入れの理解促進を図っている。

(表 17) 再犯防止コーディネーターの対応実績（令和5年6月～令和7年3月時点）

| 年齢層 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|----|
| (人) | 5 | 5 | 6 | 7 | 9 | 10 | 1 | 43 |

| 相談経路 | 検察庁 | 保護観察所 | 弁護士会 | 地域定着支援センター | 本人 |
|------|-----|-------|------|------------|----|
| (件) | 23 | 14 | 3 | 2 | 1 |

(3) 住環境が不安定な方に対する支援

【評価】

①くらし支援窓口

平成 27 年度より各区役所に「くらし支援窓口」を設置している（p. 8 前述）。専任の相談員を配置し、生活全般のあらゆる相談を受け付けている。離職などにより住居を失った、または失うおそれのある方に対しては、3 か月間を限度に家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っている。

令和 6 年度には、住居に関する相談件数は総数のうちの 39.5%を占めて 1,212 件となった。

(表 18) くらし支援窓口への住居に関する相談件数

| | 新規相談件数 | 住居に関する 相談件数 | 相談件数の内訳 | | 割合 (%) |
|---------|--------|----------------|---------|------------|--------|
| | | | 住まい※ | 家賃やローンの支払い | |
| 令和 2 年度 | 17,232 | 7,373 | 2,471 | 4,902 | 42.7 |
| 令和 3 年度 | 9,952 | 2,969 | 1,041 | 1,928 | 29.8 |
| 令和 4 年度 | 3,390 | 1,480 | 651 | 829 | 43.6 |
| 令和 5 年度 | 2,861 | 1,151 | 576 | 575 | 40.2 |
| 令和 6 年度 | 3,063 | 1,212 | 548 | 664 | 39.5 |

※住居を失った、または失うおそれのある場合（離職、転居する必要があるが高齢等の理由により転居先が見つからない等）

(表 19) 住宅確保給付金の新規受付件数

| | 年間新規受付件数 | 月平均 |
|---------|----------|-----|
| 令和 2 年度 | 2,894 | 241 |
| 令和 3 年度 | 1,442 | 120 |
| 令和 4 年度 | 594 | 50 |
| 令和 5 年度 | 180 | 15 |
| 令和 6 年度 | 121 | 10 |

②若者居場所支援事業「ここからプレイス」

若者居場所支援事業「ここからプレイス」を更生センターで令和 6 年 12 月より実施。18 歳から 39 歳の不安定な居住環境にある男子の若者を対象とし、食事と居室を提供し、支援員が生活相談や就労支援等の再出発に向けた支援を更生センターで行っている。

令和 6 年 12 月より事業を開始し、令和 7 年 12 月末までに電話での問い合わせなども含め延 88 件の若者居場所支援の利用に関する相談・問い合わせがあった。結果、事業の利用に至った人数は 12 名。くらし支援相談窓口への相談が契機で支援につながった方が 7 名と最多となった。また支援の結果、安定した職に就き、住居を確保して退所した方は 2 名となった。

4 ホームレスに対する理解の推進

(1) 人権擁護

【取組方針】

- ① 啓発冊子の配布や啓発活動等を通して、社会のホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスに対する人権意識の向上を図ります。
- ② 各教育現場においては、道徳の時間や学級活動等を通して、児童や生徒の心の教育に注力し、ホームレスに対する理解を深めます。
- ③ 庁内向けの人権シートの活用等により、ホームレスに対する市職員の理解を深め、常に適切かつ丁寧な対応が図れるように努めます。
- ④ 平成 28 年 3 月に策定された「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」を推進することにより、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包括的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指します。
- ⑤ ホームレスに関する各施設における人権の尊重と尊厳の確保に努めます。
- ⑥ 様々な相談の場を通じて、ホームレスに関する暴力や嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

【評価】

福祉局人権推進課では、ホームレスの人権問題に関する記載を含む啓発冊子の作成・配布を行っている。また、命の大切さや多様性の尊重など普遍的な理念の普及を目的とした人権啓発事業を実施している。

<啓発冊子の作成・配布>

人権啓発冊子「あすへの飛翔」への掲載（P28「さまざまな人権課題」）

- ・冊子名 「あすへの飛翔 人権について考えてみませんか」
- ・発行部数 14,200 部
- ・配付先 市立中学校全校（1年生）ほか

<冊子「相談窓口一覧」への相談先の掲載>

「相談窓口一覧」中の相談項目に「ホームレスの擁護」を設け、相談先として「更生援護相談所」を掲載。

- ・発行部数：5,100 部
- ・配布先：民生委員、あんしんすこやかセンター、各区役所ほか

教育委員会事務局において以下の取り組みを行っている。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などの趣旨を踏まえ、平成 14 年に指針となる「人権教育の推進について」を策定し、偏見や差別の解消など 4 つの目標を掲げ、すべての学校園において、多様な人権課題に対応した人権教育を推進している。

< 4つの目標 >

1. 自己実現の力の育成
2. 共生の態度の育成
3. 偏見や差別の解消
4. 人権感覚豊かな学習環境の創造

また、児童生徒に人権課題を意識付けるため、各学校において、児童生徒の発達段階を踏まえた年間指導計画を策定し、教育活動全体を通じて組織的な取り組みを進めている。

それをもとに、各学校では、『人権教育ハンドブック』や『あすへの飛翔』を活用しながら、子供たちが人権課題についての関心をもち理解を深めるとともに、一人一人の人権感覚を育む教育の推進に取り組んでいる。

(2) キャリア教育

【取組方針】

- ① 学校現場における様々な取り組みの中で、児童・生徒の各発達段階に応じたキャリア教育を行います。
- ② 困窮者支援法に基づく学習支援事業の推進により、生活困窮世帯の小・中学生の学力向上のほか、勤労観や職業観の形成にも努めます。

【評価】

教育委員会事務局においては、特別活動を要として各教育活動においてキャリア教育を展開している。その中で、児童生徒自身のキャリア発達に必要な職業観や就業観を、基礎的・汎用的能力の育成を通して育んでいる。

第3 計画の評価と課題

(1) 取り組み状況について

- 本市では、従来からホームレスに関する問題・事例ごとに関係部署や機関がそのつど連携して適切な対応に努めてきましたが、平成15年10月に、全庁的な協力体制の確保を目的として神戸市ホームレス対策連絡会議を設置しました。以降、定期的に連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例の報告等を行っています。

平成16年5月には保健福祉局総務部保護課（現・福祉局くらし支援課）にホームレス巡回相談員2名を配置し、みなと総局（現・港湾局神戸港管理事務所）・建設局職員による巡回と協力し、継続的に、ホームレスの実態と個々のニーズについて把握を行い、生活・健康相談に迅速に対応できるようになりました。

- NPO団体等の民間団体とも個々の事例を通じ必要な連携を図っています。特に、平成22年

度から平成 26 年度までは兵庫県の絆再生事業を活用し、平成 27 年度からは本市が生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業（現・生活困窮者居住支援事業）を委託することにより、NPO との協力・連携によるホームレスの安定した住居の確保に向けた支援を推進しています。

- 今後も、庁内の情報交換等を定期的に行うことにより、市民からの通報は、まず通報を受けた課が状況を把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整がスムーズに行えるよう努めていきます。

(2) ホームレスの現状と課題について

- ホームレスの高齢化、路上（野宿）生活の長期化について

市内のホームレスは減少傾向にありますが、依然として社会生活を望まない方は多くいます。これらの方たちは、これまでの生活環境等により自立意欲を失い路上（野宿）生活が長くなくなった方であると考えられます。年齢的にも中高年齢者が中心となっている中、その自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるよう、更生センター職員及びホームレス巡回相談員による巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じて NPO 団体等の民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努めていく必要があります。そのような意味でも、比較的路上（野宿）生活が短い方に、より積極的に働きかけていく必要があると考えています。

- 地域生活の定着支援

官民それぞれの支援により安定した居住の場を確保し、路上（野宿）生活から脱却しても、再び路上（野宿）生活に戻ってしまう方が少なくないことから、地域社会での生活を再開後も、定着に向けた支援、個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等、地域への定着支援に努めていく必要があると考えています。

(3) 今後について

- 神戸市としては、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、神戸市ホームレス対策連絡会議を中心に、関係機関が連携を密にし、NPO 法人等の民間団体の協力も得て、巡回等による個々の生活相談により、路上生活の脱却をめざした一時的な居住の場の確保や医療の確保から、安定した居住の場の確保へ、さらにその定着といった、継続した一連の支援が必要と考えています。必要な方については、生活困窮者自立支援法における相談支援・各事業の活用や、生活保護法における各扶助の適用、新たな住宅セーフティネット事業の活用により、居住支援や日常生活支援、就労支援等の自立支援を行います。
- 今後もホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて市民のみなさんや関係機関に理解を求めていく必要があると考えています。

- 全国的なホームレスの自立の支援等に関する取り組みが進んだことで、ホームレス数は減少したものの、変動する社会経済情勢の中、依然として市内には一定のホームレスが確認されています。巡回相談の強化により、ホームレスの把握がスムーズに行えるようになりましたが、流動的に起居を変えており確認場所が定まっていない方や夜間のみの路上宿泊者については、今後も実態を把握していく必要があると考えています。

- 今後、終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境で生活を営む方の増加が危惧されます。そのような方は、住居を失うおそれのある方としてのホームレスへの支援と並行して、実態把握およびアプローチの方法について検討する必要があると考えています。引き続き、各区役所の「くらし支援窓口」での相談支援・各事業の活用、更生センターの機能・専門性を活用した再出発に向けた中長期的な伴走型支援などを中心とした支援の周知について考えていきます。

- 令和4年5月25日に策定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、令和7年6月1日付で施行されました。
女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることから、各区のくらし支援相談窓口のほか、保健福祉課（女性相談支援員）や兵庫県女性家庭センター等の関係部署が連携し、居住支援をはじめとする支援が必要と考えています。

- 国全体の刑法犯検挙者数は、平成16年をピークに減少傾向にあるものの、検挙者数に占める再犯者の割合は約半数程度の高止まりで近年推移しています。
その背景として、一度罪を犯した方が、高齢や障害、生活困窮など複合的な課題を抱えていながら、早期に適切な福祉的支援につながらず、住居や仕事の確保ができなかったことが要因の一つとして挙げられています。福祉的な課題を抱えた矯正施設退所者等を円滑に必要な支援につなげ、社会復帰後の生活基盤の確立に努めていくコーディネート業務が重要であると考えています。